

鈴鹿市告示第69号

鈴鹿市広告掲載要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鈴鹿市長 末松則子

鈴鹿市広告掲載要綱等の一部を改正する告示

(鈴鹿市広告掲載要綱の一部改正)

第1条 鈴鹿市広告掲載要綱(平成20年鈴鹿市告示第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(広告掲載に係る事務) 第13条 広告掲載に係る事務は、広告掲載をする広告媒体を所管する課(鈴鹿市行政組織規則(平成9年鈴鹿市規則第7号)第3条に規定する課、 <u>同規則第3条の2に規定する観光・モータースポーツ局及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。</u> )において処理するものとする。	(広告掲載に係る事務) 第13条 広告掲載に係る事務は、広告掲載をする広告媒体を所管する課( <u>鈴鹿市行政組織条例(平成8年鈴鹿市条例第25号)第2条に規定する技術監理契約課、鈴鹿市行政組織規則(平成9年鈴鹿市規則第7号)第3条第1項に規定する課及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。</u> )において処理するものとする。

(鈴鹿市意見公募手続要綱の一部改正)

第2条 鈴鹿市意見公募手続要綱(平成25年鈴鹿市告示第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(計画の策定等の案等の公表)	(計画の策定等の案等の公表)

<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定による計画の策定等の案及び参考資料（以下「計画の策定等の案等」という。）の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 意見公募手続を実施する課（鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）<u>第3条</u>に規定する課、<u>同規則第3条の2</u>に規定する観光・モータースポーツ局及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。）窓口における配付</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定による計画の策定等の案及び参考資料（以下「計画の策定等の案等」という。）の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 意見公募手続を実施する課（<u>行政組織条例（平成8年鈴鹿市条例第25号）第2条</u>に規定する技術監理契約課、鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）<u>第3条第1項</u>に規定する課及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。）窓口における配付</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4 略</p>
---	---

（鈴鹿市後援等の取扱いに関する要綱の一部改正）

第3条 鈴鹿市後援等の取扱いに関する要綱（平成25年鈴鹿市告示第235号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>（事務の処理）</p> <p>第13条 後援等に係る事務は、当該後援等に係る事業を所管する課（鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）<u>第3条</u>に規定する課、<u>同規則第3条の2</u>に規定する観光・モータースポーツ局及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。以下この条において同じ。）又はこれに関連のある課</p>	<p>（事務の処理）</p> <p>第13条 後援等に係る事務は、当該後援等に係る事業を所管する課（<u>鈴鹿市行政組織条例（平成8年鈴鹿市条例第25号）第2条</u>に規定する技術監理契約課、鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）<u>第3条第1項</u>に規定する課及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。以下この条におい</p>

において処理するものとする。

て同じ。)又はこれに関連のある課において  
処理するものとする。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。